

令和 9 年度 牛久市児童クラブ 入級のご案内

(令和 8 年 9 月 2 5 日時点)

- ① 児童クラブに関するお知らせは、随時かっぱメール（児童クラブ情報）で配信しております。

各学校のかっぱメールとは別に児童クラブ情報の登録が必要です。
児童クラブのご利用を予定されている方は、必ずご登録ください！

★かっぱメール新規登録★

こちらの QR コードから⇒



★かっぱメール配信項目の追加★

こちらの QR コードから⇒



- ② この入級のご案内は、牛久市ホームページに掲載されているため、お手持ちのスマートフォン等で必要な時にご確認いただけます。

★【令和 9 年度】児童クラブ入級のご案内★

こちらの QR コードから⇒



牛久市教育委員会 教育総務課

(ひたち野リフレビル 5 階)

〒300-1207 牛久市ひたち野東 1 丁目 33 番地 6

TEL : 029-873-2111 (内線 3332, 3333)

FAX : 029-872-2550

E-Mail:ksoumu@city.ushiku.ibaraki.jp

◆ 児童クラブの内容 ◆

1. 児童クラブの目的（放課後児童健全育成事業）

児童クラブは、市内の小学校、義務教育学校に在学する児童（１年生から６年生まで）のうち、放課後の時間帯に仕事をしているなどの理由により、保護者が家にいない児童を対象に、授業終了後から遊びや生活支援を行い、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とする事業です。

2. 児童クラブの入級資格

児童クラブを利用いただくにあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 市内の小学校及び義務教育学校の前期課程に在学している児童
- (2) 放課後等に保護者による保護を受けることができないと認められ、かつ、同居の親族(※1)からも保護を受けることができないと認められる児童(※2)

※1 祖父母、親類縁者又は同居人など、世帯を同じくしている者

（世帯分離していても、同一又は隣接する敷地内に居住している者を含む。）

※2 家庭で週２日以上、放課後に留守家庭になると認められる児童

<放課後に留守家庭となる例>

- ・ 保護者等が就労している
- ・ 母子及び父子家庭等で、求職活動中の状態にある
- ・ 常時、昼間に家庭外就学又は技能訓練をしている
- ・ 妊娠中（産前６週間前の月初以降）又は出産後（８週間後の月末まで）である
- ・ 育児休業期間中にある
- ・ 病気または負傷の状態にある
- ・ 同居または別居の親族を常時介護し、または常時看護している

以下のような場合には、入級許可の取消し・退級の勧奨・他施設への移行等の相談をさせていただきます。

- 家庭で保育ができるなど資格要件に該当しなくなった場合
- 申請書や就労証明書の内容に偽りが判明した場合
- 児童クラブの管理・運営に支障を及ぼす場合

【例】・無断欠席が続く場合

- ・ 休級が続き利用がない／出席日数が著しく少ない場合
- ・ 午後７時までの迎えに間に合わない場合
- ・ 負担金の滞納が続く場合
- ・ 他の児童や支援員への暴力、迷惑行為が続く場合
- ・ 児童クラブ外に無断で突発的に出ていくなど危険な行為が続く場合
- ・ 支援に複数の支援員を要し、基準人数の支援員で対応できない場合
- ・ 故意に施設・備品等の損壊等を行う場合

※入級申請時に「承諾書」を提出していただきます。

3. 児童クラブの開級日・開級時間

<開級日>

- ・ 毎週 月曜日から金曜日
- ・ 学校の行事等による振替休業日（運動会の代休等）
- ・ 県民の日（１１月１３日）

<開級時間>

- ・ 学校登校日 放 課 後 ～ 午後６時（延長申請者：～ 午後７時）
- ・ 学校休業日 午前８時 ～ 午後６時（延長申請者：午前７時～／～午後７時）

4. 土曜日の開級場所、開級時間

＜開級場所＞中根小児童クラブになります。

※土曜利用を希望される方は、中根小児童クラブまで送迎をお願いします。

※土曜日の利用には申請手続きと別途料金が発生します。

＜開級時間＞午前 7 時 ～ 午後 7 時

5. 児童クラブの開級日

- ・日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）
- ・お盆休み 8 月 12 日～ 8 月 16 日
- ・年末年始 12 月 29 日～ 1 月 3 日
- ・登校前にインフルエンザ等の感染症、台風、大雪などで臨時休業となったとき。
ただし、登校後に一斉下校になった場合は、下校時間から対応します。

6. 入級申請について

＜令和 9 年 4 月 1 日からの入級を希望する場合＞

【申請受付期間】

令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 12 月 18 日（金）まで

※ 受付期間後の入級申請は、令和 9 年 4 月 12 日（月）以降の入級となります。

※ 新規・継続にかかわらず児童クラブの入級には毎年度申請が必要です。

※ 児童クラブの定員を超える申請があった場合は、入級できない場合がございます。
（令和 8 年度は牛久第二小児童クラブと中根小児童クラブで入級制限を行いました）

＜年度途中から入級を希望する場合＞

【申請受付期間】

入級希望月の前月 10 日まで

※ 10 日が土日祝日の場合は、その直前の平日（開庁日）が締め切りとなります。

7. 申請方法について

○電子申請（パソコン・スマートフォン等）

「いばらき電子申請・届出サービス【牛久市】」により申請ください。

「令和 9 年度児童クラブ入級申請」で検索ください。

※ 受付期間中は 24 時間申請が可能です。

※ メンテナンス等により、システムを利用できない時間が発生
する場合がございます。



いばらき電子申請

○書類による申請

上記受付期間のうち、祝日を除く月～金曜日にお持ちください。

受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
受付場所	教育総務課（ひたち野リフレビル 5 階） ※児童クラブに現在入級している場合や兄弟姉妹が入級している場合は、各児童クラブ（児童クラブ開所時間内）でも受付します。

8. 必要書類について

以下の書類をご用意ください。

- (1) 児童クラブ入級申請書・・・児童 1 人につき 1 部
- (2) 家庭状況調査票・・・世帯につき 1 部
- (3) 保護者等が不在になることの証明書・・・同居親族等全員分

<保護者等が不在になることの証明書>

事由	内容	必要書類
就労等	被雇用者	就労証明書
	自営業 (個人事業主等)	就労証明書 + 以下のいずれか 1 点 ☐ 開業届の写し (事業開始初年度の場合) ☐ 確定申告書 (1 表・2 表) の写し ☐ 市民税・県民税申告書の写し
	産前産後休業	以下のいずれか 1 点 ☐ 就労証明書 (産前産後休業の記載があるもの) ☐ 母子健康手帳の写し (保護者情報・出産日の記載がある頁)
	育児休業	☐ 就労証明書 (育児休業の記載があるもの)
疾病・障害	疾病または障害がある	申立書 (疾病) + 以下のいずれか 1 点 ☐ 医師の診断書 ☐ 障害者手帳等の写し
介護・看護	親族等の介護・看護をしている	申立書 (介護) + 以下のいずれか 1 点 ☐ 医師の診断書 ☐ 障害者手帳等の写し ☐ 介護被保険者証
その他	就学・技能訓練	左記の内容を証明するもの
	求職活動中である	申立書 + 以下のいずれか 1 点 ☐ 公共職業安定所の求職活動証明書 ☐ 求職活動中であることを証明するもの
	その他	教育委員会が求めるもの

※ すべての書類が揃っていない場合、原則として受付することができません。

※ 各様式は、教育総務課・各児童クラブで配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることも可能です。(以下の URL または QR コードを参照ください)

<各種申請に必要な書類>



<https://www.city.ushiku.lg.jp/oyako-kosodate-kyoiku/kyoiku/jido-club/page005562.html>

※ Excel・Word・PDF などの形式でダウンロードが可能です。

9. 内容変更・利用中止について

児童クラブ入級後に利用内容を変更または利用中止する場合は、事前に届け出ていただく必要があります。各種届出は、書面での届出のほか、インターネット上の「いばらき電子申請・届出サービス【牛久市】」でもお手続き可能です。

※ サービスの利用にはメールアドレス等の登録が必要です。

※ 右側の QR コードからご登録ください。



いばらき電子申請

○内容変更

変更したい月の前月 25 日までに届け出てください。

○利用中止（退級）

中止（退級）したい日までに届け出てください。

10. 児童クラブの送迎について

児童クラブからの帰宅は、原則として保護者等（父・母・祖父母・高校生以上の兄弟）のお迎えが必要です。また、児童を引き渡しできるのは、あらかじめ児童台帳により届出があった方のみとさせていただきます。

お預かりできるのは延長利用で午後 7 時まで（厳守）ですので、必ず午後 7 時までにお迎えをお願いいたします。

なお、保護者等による午後 7 時までのお迎えが常時困難で、かつ児童クラブに入級していない 4～6 年生の兄弟がいる場合には、送迎免除の届出をすることにより兄弟との集団下校が可能です。ただし、児童クラブから自宅までの間における安全管理は、保護者が一切の責任を負うこととなります。

※ 送迎免除を希望される場合は、電子申請または書面にて届け出てください。

11. 新 1 年生の児童クラブ送迎について

児童クラブに入級した新 1 年生について、下校時の混乱を避けるため、4～5 月中は集団下校を控えていただき、いったん児童クラブに登級していただきます。

そのため、実施期間中は児童クラブまでお迎えをお願いいたします。

※ 毎年、下校時にお子様が混乱されるケースが散見されます。必ずご家庭内で情報共有いただきますようお願いいたします。

＜集団下校制限期間＞		＜制限終了後～＞
4 月	5 月	6 月以降
利用の有無にかかわらず、 放課後はいったん児童クラブへ登級		利用する場合 ⇒児童クラブへ登級 利用しない場合 ⇒集団下校

12. 保護者負担金について

○児童クラブ負担金等は以下のとおりです。

項目	月額	内容
負担金	3,000 円	児童クラブの利用料
間食費 消耗品費	2,000 円	おやつ（1,800 円）と消耗品（200 円）に要する費用 ※8 月はおやつを提供がないため間食費を徴収しません。
延長利用料	2,000 円	学校登校日（午後 6～7 時）と 学校休業日（午前 7～8 時・午後 6～7 時） を利用する場合に要する費用 ※事前の届出がない場合は 1 日 500 円（上限 2,000 円/月）
土曜利用料	1,000 円	土曜日の児童クラブを利用する場合に要する費用

○入級及び退級する月に限り、金額が変更となります。

在籍期間日数 （休日を含む）	負担金	延長利用料	間食費	消耗品費
1 日から 10 日まで	1,000 円	1,000 円	600 円	70 円
11 日から 20 日まで	2,000 円	1,500 円	1,200 円	140 円
21 日以上	3,000 円	2,000 円	1,800 円	200 円

例）4 月 17 日に入級した場合

…月末までの在籍期間が 14 日間であるため、「11 日から 20 日まで」の金額を適用。

○児童クラブ負担金等の支払方法は原則として口座振替です。

右の QR コードからお手続きください。

市内の指定金融機関でもお手続きいただけます。



口座振替案内

※ 当月の負担金等を毎月 10 日に引き落とします。

（土日祝日の場合は翌営業日）

※ 教材費等の口座振替とは別にお手続きが必要です。

13. 児童クラブの負担金等の滞納について

保護者の皆様にご負担いただく負担金・間食費・消耗品費等は、児童クラブを運営するために必要な費用です。滞納が発生すると、利用している児童の不利益となります。児童クラブ負担金等については、**必ず通知した期限までにお支払いください。**

※ **負担金等の滞納が続き、その解消が見込まれない場合には、児童クラブの入級許可を取り消します。**

14. 児童クラブ負担金等の免除について

以下の要件に当てはまる場合、申請することで負担金等の免除を受けられます。

希望される場合には、**免除を希望される月の前月 25 日まで**に「児童クラブ負担金・児童クラブ間食費・児童消耗品費免除申請書」を記入の上、ご提出ください。(いばらき電子申請・届出サービスでも受け付けています)

免除対象者	負担金 (3,000 円)	延長利用料 (2,000 円)	土曜利用料 (1,000 円)	間食費 (1,800 円)	消耗品費 (200 円)
生活保護世帯 住民税非課税世帯(※1)	免 除				
アレルギー等で間食 の提供を受けない方(※1)				免 除	
休級を希望する方(※2)	免 除				

※1 負担金免除・間食費免除は年度ごとに届出が必要です。(年度につき 1 回)

※2 休級申請は、月ごとに届出が必要です。届出がない場合、次月の負担金等は通常どおり掛かりますのでご注意ください。

○住民税非課税世帯の免除については、税情報の関係上 6 月から 7 月にかけて負担金免除申請の再審査を行います。7 月以降の審査結果は 7 月中に送付します。

15. 児童クラブでの保険について

児童クラブでは、事故等が起きないように細心の注意を払っていますが、集団生活の中では思わぬ事故等が発生することがあります。牛久市では、児童クラブ活動時間中の事故等の備えとして、スポーツ安全保険への加入をご案内しています。

スポーツ安全保険の掛金（**保護者負担額 400 円**）は、利用初月の負担金と合算して徴収します。

○スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）

掛金・補償額（令和 8 年 9 月現在）

年間掛金 800 円/人	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)
	死亡	後遺障害 (最高)	事 故 の 日 から そ の 日 を 含 め て 180 日 以 内		対人・対物補償合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 2 億円
			入院日数(180 日限 度)	通院日数(30 日限 度)	
負担割合 牛久市:400 円 保護者:400 円	3,000 万 円	4,500 万 円	4,000 円	1,500 円	

※ 医療福祉費（マル福）を使用した場合でも請求が可能です。

※ スポーツ安全保険に加入しない場合は、万が一の事故に備え、個人でその他の保険に加入するなどの対応をお願いいたします。

16. 長期休業期間中の児童クラブ利用について

長期休業期間（夏休み等）のみ児童クラブ利用を希望する場合は、下表の受付期間中に入級申請をお願いいたします。

なお、児童クラブの定員数に空きがない場合は、申請をいただいたとしても入級できない可能性があります。

○長期休業期間のみ利用する場合の申請受付期間

	学校休業期間	申請受付期間 (予定)
夏季休業	7月21日～8月31日	6月頃
冬季休業	12月25日～1月7日	11月頃
春季休業	3月25日～4月7日 (新1年生は4月8日まで)	2月頃

※ 受付期間を変更する場合がありますので、必ずホームページ等をご確認ください。

※ 必ず長期休業期間ごとに申請してください。（たとえば夏季休業と冬季休業に利用したい場合は、それぞれの申請受付期間で入級申請が必要です。）

○長期休業期間のみ利用する場合の負担金等

	負担金	延長利用料	土曜利用料	消耗品費
夏季休業	3,000円	2,000円	1,000円	300円
冬季休業	1,000円	1,000円	利用不可	100円
春季休業	1,000円	1,000円	利用不可	100円

※ 学校休業期間中はおやつの提供がないため、間食費を徴収しません。

17. 入級審査の流れ

① 申請書類受付 （11月2日～12月18日）

具体的な申請方法等については、2頁から3頁をご確認ください。

申請内容に疑義が生じた場合、記載いただいた連絡先にご連絡します。

② 入級審査 （12月中旬～2月中旬）

児童クラブ定員数を上回る申込みがある場合、次の児童を優先許可します。

- (1) 母子家庭又は父子家庭の世帯
- (2) 対象児童の世帯構成員に身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者又は要介護者若しくは要支援者がいることにより、他の世帯構成員による介護等を必要とするため、当該対象児童の保護が十分に行われないと認められる世帯
- (3) 低学年の対象児童

③ 決定通知送付 （2月中旬～2月下旬予定）

審査結果を文書により通知します。

よくあるご質問

○児童クラブ入級前

Q1：申請が受付期間に間に合いませんでした。4月1日から入級できますか？

A1：原則として4月12日以降の入級となります。ただし、転入等のやむを得ない理由により受付期間内の申請ができなかった場合には、この限りではありません。

Q2：年度の途中から児童クラブを使うことはできますか？

A2：児童クラブの定員数に空きがある場合には可能です。

Q3：産休・育休中でも利用はできますか？

A3：可能です。必要書類については、3頁をご確認ください。

Q4：祖父母と同居していますが、子どもを預けるのは祖父母の負担になってしまいます。児童クラブを利用できないでしょうか？

A4：児童クラブは、放課後に留守家庭となる世帯の児童をお預かりする事業です。ご家族内でご相談いただき、可能な限り家庭内での保育をお願いいたします。家庭内での保育が困難であるという場合には、入級申請時にその状況を書面にて申し立ててください。

○児童クラブ入級後

Q5：利用内容の変更をしたいです。どんな手続きが必要ですか？

A5：年度途中で利用内容を変更する場合は、**利用開始月の前月 25 日までに**各種届出を提出いただく必要があります。いばらき電子申請・届出サービスまたは書面により申請ください。

Q6：1ヶ月間、1度も利用していない場合にも負担金等は掛かりますか？

A6：前月 25 日までに休級の申請がない場合は、通常どおり負担金等が掛かります。利用予定がない場合には、必ず「児童クラブ負担金・児童クラブ間食費・児童消耗品費免除申請書」を提出ください。いばらき電子申請・届出サービスでも受け付けています。

Q7：いばらき電子申請・届出サービスを見ても様式がありません。

A7：申請期限の都合上、いばらき電子申請・届出サービスでの申請も毎月 25 日で締め切っています。次の受付開始は翌月となります。

Q8：転職しました。どんな手続きが必要ですか？

A8：新しい勤務先で就労証明書を作成いただき、出来上がり次第提出ください。児童クラブに提出いただくことも可能です。

Q9：早めに迎えに行った後、再度児童クラブを利用することはできますか？

A9：保護者に児童を引き渡した後に再度ご利用いただくことはできません。

※ 学校敷地内での習い事等で事業者の送迎がある場合に限り、児童クラブを再度ご利用いただくことができます。ただし、送迎する事業者・スタッフの氏名を児童台帳に記入の上、あらかじめ届け出ていただく必要があります。

牛久市児童クラブ一覧（公立） 令和 8 年 9 月 1 日現在

名 称	定員	所 在 地	電話・FAX
向台小児童クラブ	160 人	牛久市牛久町 1606 番地	029-874-6071
岡田小児童クラブ	120 人	牛久市岡見町 2050 番地 2	029-874-6059
牛久小児童クラブ	115 人	牛久市牛久町 2619 番地	029-872-0277
神谷小児童クラブ	130 人	牛久市神谷 4 丁目 14 番地	029-871-6351
おくの義務教育学校児童クラブ	88 人	牛久市久野町 670 番地 1	029-875-0041
牛久第二小児童クラブ	81 人	牛久市田宮町 530 番地	029-873-2126
中根小児童クラブ	247 人	牛久市中根町 235 番地	【1～4組】 029-873-5041 【5～6組】 029-871-3831
ひたち野うしく小児童クラブ	208 人	牛久市ひたち野西 2 丁目 11 番地	029-873-1950

※ 土曜日の児童クラブは、中根小児童クラブ（1 組）で実施します。

▼ 児童クラブ情報 ▼



▼ 施設場所及び駐車場 ▼



参考:牛久市内その他預かり事業者一覧 令和 8 年 9 月 1 日現在

《詳細については各事業者へ直接お問合せください》

● **茨城 YMCA 牛久センター わいわい児童クラブ牛久**

【住所】牛久市南 2 丁目 20 番地 20

【電話】070-2645-3929

※ 事前登録制、最大 21 時まで。放課後に学校へお迎えあり。帰宅時は保護者お迎え。

● **私立児童クラブ やまびこ家族～大志の家**

【住所】牛久市中央 1 丁目 6 番地 18

【電話】029-873-9528

※ 事前登録制、最大 21 時まで。送迎サービス対応。

● **Peek-A-boo（ピーかぶー）**

【住所】牛久市ひたち野西 3 丁目 30 番地 9（グロウス館ひたち野 1A）

【電話】029-811-6924

※ 事前登録制、最大 21 時まで。放課後に学校へお迎えあり。帰宅時は保護者お迎え。

● **うしくファミリーサポートセンター**

【住所】牛久市中央 3 丁目 15 番地 1（市役所分庁舎 1 階 牛久市社会福祉協議会内）

【電話】029-871-1295

※ 事前登録制、最大 20 時まで。送迎サービス対応。

（注） 車での送迎はありません。

徒歩、自転車、公共交通機関（利用者負担）での送迎。

地域によっては対応できない場合があります。